

議案第 22 号

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を
改正する条例

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年
安中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第1条の2第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項第1号及び第3号イ（イ）並びに同条第3項の表中「ロ（1）に規定す
る基準」を「ロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同
号イ（2）及びロ（1）に規定する基準」に改める。

第3条第1項第1号中「ロ（1）に規定する基準」の次に「、同号イ（1）及びロ
（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及び
ロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）
に規定する基準」の次に「、同号イ（2）及びロ（3）に規定する基準又は同号イ
（3）及びロ（2）に規定する基準」を加え、同条第2項の表中「ロ（1）に規定する
基準」の次に「、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ
（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及び
ロ（1）に規定する基準」を、「ロ（2）に規定する基準」の次に「、同号イ（2）及
びロ（3）に規定する基準又は同号イ（3）及びロ（2）に規定する基準」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定
は、公布の日から施行する。